



2025年9月11日

各位

会社名 株式会社構造計画研究所ホールディングス
代表者名 代表執行役 服部 正太
(東証スタンダード市場・コード208A)
問合せ先 執行役 木村 香代子
電話番号 03-5342-1141

「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 当社の執行役、所員並びに子会社の取締役等及び使用人（以下、合わせて「執行役等」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - (1) 執行役等がとるべき行動の規範を示した企業行動規範を策定し、法令等の遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを周知徹底する。
 - (2) 法務担当部門が、コンプライアンス推進のための啓蒙活動に努め、IR担当部門が、株主・投資家をはじめ、社会に向けて積極的に情報を発信していくことで、中長期的な企業価値の向上に取り組む。
 - (3) 内部監査室が、当社及び子会社に対する定期的な内部監査を通じて、会社の制度・組織・諸規程とその実施状況が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、業務上の過誤による不測の事態の未然防止と経営能率の向上に努めるとともに、監査結果を監査委員会及び代表執行役に報告する。
 - (4) 通常の職制上のルートとは別に、事案に応じて複数の窓口を適宜選択して直接通報できる制度を設け、執行役等からの内部通報の仕組みを整備し、相互の抑止機能を高めることにより、法令違反や不祥事を未然に防ぐ体制を整える。通報された内容は秘匿し、通報したことを理由として、通報者が不利益な取扱いを受けることや職場環境が悪化することを防止する。

2. 執行役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な会議の意思決定に係る記録、決裁文書、執行役等の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び社内規程に基づき所定の期間保存し、必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

3. 執行役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役による経営監督機能の強化と執行役等の業務執行責任の明確化を図る。

- (2) 執行役が取締役会に参加し、経営や業務執行に関する重要事項の共有と議論を行うことにより、取締役会の意思決定・監督機能の向上を図る。但し、執行役は取締役会の決議において議決権を有しない。
- (3) 子会社の自主性及び効率的意思決定を実現するため、当社の社内規程による一定の留保を除き、子会社が自立的に意思決定を行う。

4. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及び子会社のリスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的に、内部統制に係る諸々のリスクを抽出し、リスクの透明化と情報の共有を図る。また、品質管理を当社及び子会社における最重点事業リスクと捉えており、品質についてモニタリングを実施する。
- (2) 上記(1)の結果、当社及び子会社のリスクの評価について経営への影響が大きく、全社的対応を必要とする事項については、隨時、取締役会等に報告し、その判断を求めている。なお、金融商品取引法等に基づく情報開示については適時適切な情報を開示できるよう努める。
- (3) 緊急対応については、総務担当部門に情報を集約し、執行役等及び外部有識者を交えた危機対策本部を発足させ、全社的かつ統一的な対応方針を決する。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティについては、基本方針や社内規程を定め、それらについての社員教育実施に努める。

5. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、社内規程に基づき子会社の取締役等及び使用人の職務の執行を監督し、適宜、業務報告を受けることとする。

6. 監査委員会がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び監査委員会の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査委員会が必要とした場合に、監査委員会の職務を補助する使用者を置くものとする。
- (2) 執行役等は、前項の使用者の求めに応じて、会社の業務執行状況等を当該使用者に報告する。

7. 前号の使用人の執行役等からの独立性に関する事項

監査委員会は、監査委員会の職務を補助する使用者の任命、異動等については、代表執行役に対して事前に意見を述べることができる。

8. 当社及び子会社の取締役、執行役、執行役員及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役及び執行役等は、会社の業績に重大な影響を及ぼすおそれがある事項、あるいは会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項を発見したときには、直ちに監査委員会に報告する。
- (2) 当社の取締役及び執行役等は、監査委員会の求めに応じて、会社の業務執行状況を監査委員会に報告する。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための制度

当社は、監査委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として当社又は子会社において不利な取扱いを受けないことを確保するための制度を整備する。

10. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、経営全般又は個別案件に関する客観的かつ公平な意見陳述を行う。
- (2) 監査委員会は、内部監査室を指揮・監督し、内部監査室から報告を受けるとともに、内部監査室を事務局として、必要に応じて、法務担当部門、経理担当部門等の関係部門との連携を図る。
- (3) 監査委員会は、会計監査人から会計監査についての報告及び説明を受けるとともに、必要に応じて、意見交換を行う。
- (4) 監査委員会は、職務を遂行するにあたり必要と認めるときは、顧問弁護士との連携を図る。

11. 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員からの求めに応じ、社内規程に基づき、監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還並びに債務の処理を行う。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書に基づき、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

13. 反社会的勢力を排除するための体制

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切もたないことを基本方針としており、企業行動規範においても、当社の取締役及び執行役等は、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応することを規定している。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、対応部署及び対応責任者を明確化し、所轄の警察等並びに顧問弁護士との連携体制を整備し、加えて新規取引の開始時等において反社会的勢力との関連の有無を調査する。また、反社会的勢力への対応に関する社内規程を制定し明文化するとともに、教育・研修を実施することで当社の取締役及び執行役等への周知徹底を図る。

以上